

兵庫県公報

令和3年3月19日 金曜日 第191号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 中播都市計画道路事業の認可（道路街路課）	4
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可（令和3年近畿地方整備局告示第31号）（同）	4
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の認可（令和3年近畿地方整備局告示第32号）（同）	5
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
○ 急傾斜地崩壊危険区域の追加指定（砂防課）	5
○ 平成21年兵庫県告示第52号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	6
○ 令和2年兵庫県告示第1350号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	6
○ 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	6
○ 中播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 阪神間都市計画公園事業の認可（公園緑地課）	7
○ 建築基準法に基づく確認検査業務の廃止の届出（建築指導課）	8
○ 平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（会計課）	8
公 告	
○ 建築設計業務に係る企画提案競技の実施（営繕課）	8
○ 落札者等の公示（管理課）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	10
病院局公告	
○ 落札者等の公示	10
○ 随意契約の相手方等の公示	11
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	11
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消しの届出	13
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	13
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	14
教育委員会規則	
○ 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	15
○ 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	19
教育委員会告示	
○ 兵庫県指定重要有形文化財の指定	19
○ 兵庫県指定重要無形民俗文化財の指定	20
○ 兵庫県指定史跡名勝天然記念物の指定	20
○ 兵庫県指定史跡名勝天然記念物の指定の解除	21
公安委員会告示	

○ 兵庫県南但馬警察署の庁舎の名称の指定	21
○ 警察署に置く警察署分庁舎の名称及び位置の指定	21
警察本部告示	
○ 情報公開条例施行規程及び兵庫県警察公文書管理規程の一部を改正する告示	22
正 誤	
○ 平成21年1月16日付け兵庫県公報第2047号中	22
○ 令和2年12月25日付け兵庫県公報号外中	22

公布された法令のあらまし

- 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第2号）
 県立高等学校の学科の新設及び廃止に伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第3号）
 県立特別支援学校の学科の改編に伴い、所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第271号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定する区域
高砂市荒井町新浜一丁目1600番の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第272号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量、路線測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和3年2月12日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
朝来市佐囊神子畑地内



兵庫県告示第273号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年3月1日から同月31日まで

3 作業地域

尼崎市杭瀬南新町四丁目及び食満一丁目地内



兵庫県告示第274号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和3年3月1日から同年4月30日まで

3 作業地域

西宮市桜町及び苦楽園一番町地内



兵庫県告示第275号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和3年3月1日から同月31日まで

3 作業地域

西宮市六湛寺町地内



兵庫県告示第276号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸地方法務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）

2 作業期間

令和2年11月20日から令和3年2月15日まで

3 作業地域

三木市志染町東自由が丘二丁目及び三丁目の全域



兵庫県告示第277号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

令和3年1月12日から同月29日まで

- 3 作業地域
たつの市新宮町地内



兵庫県告示第278号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、市川町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間
令和2年7月8日から令和3年2月22日まで
- 3 作業地域
市川町の一部



兵庫県告示第279号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
 - 3. 4. 532号 延末線
 - 7. 6. 508号 本線高架側道1号線
 - 8. 7. 508号 姫路・英賀保間新駅自由通路
- 3 事業施行期間
令和3年3月19日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県姫路市西延末字手柄山、字山崎、字山西及び字柚ノ木河原並びに岡田字岡東地内
 - (2) 使用の部分
兵庫県姫路市西延末字柚ノ木河原地内



兵庫県告示第280号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（令和3年近畿地方整備局告示第31号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
 - 3. 5. 85号園田西武庫線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第281号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（令和3年近畿地方整備局告示第32号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3.5.102号城東線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年3月20日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和3年3月19日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 482号	美方郡香美町小代区城山5番1から 同郡同町小代区大谷53番まで	旧	5.0から 10.0まで	798.0	
		新	9.0から 25.0まで	967.0	



兵庫県告示第283号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、昭和62年兵庫県告示第336号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域に次の区域を加える。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
妙法寺(3)	神 戸 市	須 磨 区	妙 法 寺	杉 原 山 桜ノ界地	1番の一部、2番の一部 104番の1の一部

~~~~~

**兵庫県告示第284号**

平成21年兵庫県告示第52号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

那波 I（109000015）の項中「那波 I」を「那波野(5)」に改め、別図15を次の図面のとおり改める。  
 大島(2) I（109000026）の項中「大島(2) I」を「旭(16)」に改め、別図26を次の図面のとおり改める。  
 大島(1) I（109000027）の項中「大島(1) I」を「旭(17)」に改め、別図27を次の図面のとおり改める。  
 浜 I（109000050）の項中「浜 I」を「那波大浜町」に改め、別図49を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第285号

令和2年兵庫県告示第1350号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

那波 I（109000015）の項中「那波 I」を「那波野(5)」に改め、別図1を次の図面のとおり改める。
 大島(2) I（109000026）の項中「大島(2) I」を「旭(16)」に改め、別図9を次の図面のとおり改める。
 大島(1) I（109000027）の項中「大島(1) I」を「旭(17)」に改め、別図10を次の図面のとおり改める。
 浜 I（109000050）の項中「浜 I」を「那波大浜町」に改め、別図29を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第286号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
加古郡播磨町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画下水道事業播磨町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和54年9月11日から平成33年3月31日まで  
変更後 昭和54年9月11日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

~~~~~

兵庫県告示第287号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画下水道事業姫路市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和13年4月1日から平成33年3月31日まで
変更後 昭和13年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第288号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
揖保郡太子町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画下水道事業太子町公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和49年4月1日から平成33年3月31日まで
変更後 昭和49年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画（西宮市）墓園事業
第3号中野墓園
- 3 事業施行期間
令和3年3月19日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
西宮市山口町中野字東山 地内

(2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第290号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の34第1項の規定により、次の指定確認検査機関から確認検査の業務の廃止の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	住所	廃止する確認検査の業務の範囲	廃止年月日
公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター	神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号	全部	令和3年3月31日



兵庫県告示第291号

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から適用する。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

本文中39の次に次のように加える。

40 手術室の業務に関する役務の提供を受ける契約

公 告

建築設計業務に係る企画提案競技の実施

兵庫県立がんセンター建替整備に係る基本及び実施設計業務を行う者を特定するため、次のとおり企画提案競技を実施する。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 趣旨

がん医療のリーディングホスピタルとして引き続き最先端の高度ながん医療を提供するべく、兵庫県立がんセンターの建替整備を進めるに当たり、建替整備の基本及び実施設計業務を行う者（以下「受託候補者」という。）を特定するため、公募による企画提案競技を実施する。

2 企画提案競技の概要

(1) 名称 兵庫県立がんセンター建替整備に係る基本及び実施設計業務企画提案競技

(2) 設計条件

ア 所在地 明石市北王子町

イ 敷地面積 約48,300平方メートル

ウ 施設規模 新病院の延べ面積：約40,120平方メートル（病床360床）

(3) 受託候補者の特定方法

ア 1次審査

企画提案競技への参加を希望する者から提出された参加表明書を評価し、技術提案書の提出を求める者（以下「被要請者」という。）を選定する。

イ 2次審査

被要請者から提出された技術提案書を評価し、最も優れた技術提案書を特定する。特定された技術提案書を提出した被要請者を、受託候補者として特定する。

ウ 評価方法

兵庫県立がんセンター建替整備に係る基本及び実施設計業務受託候補者選定委員会が、あらかじめ定

めた評価項目及び評価基準に基づき審査し、評価する。

委員長 安田 丑作 神戸大学名誉教授
副委員長 河合 慎介 京都府立大学准教授
委員 小菅 瑠香 帝塚山大学准教授
成田 康子 兵庫県看護協会会長
眞庭 謙昌 神戸大学医学部附属病院長
去來川 節子 ひょうごがん患者連絡会会長
富永 正寛 兵庫県立がんセンター院長
藤久保 真季 兵庫県病院構造改革委員会委員
長嶋 達也 兵庫県病院事業管理者

(4) 事務局

兵庫県県土整備部住宅建築局営繕課営繕班（山田・上野）
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第1号館12階）
電話（078）341-7711 内線4803

3 参加資格

企画提案競技に参加できる者は、単独企業で次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 兵庫県（以下「県」という。）の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿（設計・監理の建築（意匠・構造）、電気及び管の全て）に登録されていること。
- (2) 県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと及び兵庫県指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定するものに該当しない者であること。
- (4) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）を遵守すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、この限りでない。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、この限りでない。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。また、同法第10条第1項に規定による処分を受けていないものであること。
- (8) 参加者は過去10年以内（平成23年3月1日から令和3年2月28日まで）に竣工した病院（一般急性期病院、こども病院、精神科病院、産科病院、がんセンター等で延べ面積20,000平方メートル以上に限る。）の設計実績を有すること。
- (9) 本業務に従事する総括責任者（管理技術者）として経験が豊富な有資格者を、本業務に従事する主任技術者として円滑な業務遂行のための協議・調整能力に長けた者を配置できること。
- (10) 企画提案競技、委託契約及び委託業務について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

4 評価項目及び評価基準

- (1) 被要請者の選定基準（1次審査）
 - ア 事務所の体制（技術職員の数・資格保有状況、主要業務の実績、病院施設業務の実績、受賞歴）
 - イ 業務の実施体制（配置予定技術者の資格・経験年数、主要業務の実績、病院施設業務の実績、受賞歴）
 - ウ 業務の実施方針（業務の理解度、提案の方向性、提案の実現性・取組意欲）
- (2) 技術提案書の特定基準（2次審査）
 - ア テーマ別提案の内容（業務の理解度、提案の方向性・実現性・独創性、取組意欲）
 - イ 委託料

5 手続等

- (1) 募集要項の公表
 - ア 公表日 令和3年3月19日（金）
 - イ 公表方法 県ホームページに掲示する。
- (2) 参加表明書の提出
 - ア 提出先 事務局

イ 提出期間 令和3年4月1日(木)から同月9日(金)まで

ウ 提出方法 持参又は郵送(必着)

(3) 技術提案書の提出

ア 提出先 事務局

イ 提出期限 令和3年7月下旬(予定)

ウ 提出方法 持参又は郵送(必着)

6 その他

(1) 手続において使用する言語、通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 事務局

(4) その他詳細は、募集要項等の関連資料による。



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年3月19日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 落札に係る物品の名称及び数量

県庁WANタブレット端末等 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和3年1月21日

4 落札者の名称及び住所

株式会社インターネットイニシアティブ 東京都千代田区富士見2丁目10番2号

5 落札金額

159,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和2年12月4日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

揖保郡太子町東南字佐田75番、76番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市龍野町富永865番地1

株式会社TATSUNO 代表取締役 神山聡志

3 許可年月日及び許可番号

令和3年2月5日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-17-2号(2太子)

病院局公告

落札者の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年3月19日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
電子内視鏡システム一括調達 4基
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地
県立尼崎総合医療センター 経営企画部経理課 尼崎市東難波町2-17-77
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 落札金額
77,550,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和3年2月12日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年3月19日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
移動型外科用X線撮影装置 1基
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地
県立丹波医療センター 総務部経理課 丹波市氷上町石生2002-7
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月2日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
40,678,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
令和3年2月12日
- 8 随意契約をした理由
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

令和3年3月19日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂則本

1 政治団体の設立の届出

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
荒木ゆきと赤穂を 考える会	荒木友貴	荒木友貴	赤穂市大町7-8	令和2年12月28日
池田りな後援会	木村りな	木村りな	尼崎市武庫之荘3-10-7	令和2年12月28日
井田さとし後援会	井田佐登司	井田久美	赤穂市尾崎3164-8	令和2年12月2日
政治結社龍建義塾	山田浩	宮本直輝	加古川市野口町水足2016-1	令和2年12月4日
呑野和也後援会	呑野和也	井上妙子	尼崎市西立花町1丁目4番18号	令和2年12月1日
ひろかが一志後援 会	廣利一志	廣利順子	佐用郡佐用町三日月748-2	令和2年12月9日
安田哲後援会	安田哲	安田哲	赤穂市高野429	令和2年12月8日
山崎はるえ後援会	井上保子	米田千代子	宝塚市湯本町4-4	令和2年12月1日

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
日本共産党神戸西地区 委員会	森田稔	代表者の氏名	新	森田稔	令和2年8月9日
			旧	大相鉄夫	

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
明るい宝塚民主市政を つくる会	勝部昭義	代表者の氏名	新	勝部昭義	令和2年12月8日
			旧	草野義雄	
OPEN宝塚	井上保子	主たる事務所の 所在地	新	宝塚市野上1丁目1-8	令和2年12月13日
			旧	宝塚市湯本町4-4	
中田慎也政策研究会	松本輝明	政治団体の名称	新	中田慎也政策研究会	令和2年9月1日
			旧	中田慎也後援会	
		会計責任者の 氏名	新	井上智之	
			旧	野本有香	
三谷克巳後援会	山内正幸	代表者の氏名	新	山内正幸	令和2年12月13日
			旧	久後俊幸	
山崎はるえ後援会	井上保子	主たる事務所の 所在地	新	宝塚市野上1丁目1-8	令和2年12月13日
			旧	宝塚市湯本町4-4	
裕政会	岡田裕二	会計責任者の 氏名	新	柏木克己	令和2年12月16日
			旧	岡田恵子	

わたせ和人後援会	中 敏 雄	代表者の氏名	新	中 敏 雄	令和2年12月1日
			旧	今 西 正 行	
		会計責任者の氏名	新	泉 真 生	
			旧	野 嶋 厚 志	

3 政治団体の解散の届出
その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
尼崎建設事業協同組合明るい政治研究会	徐 幸 一	令和2年12月10日
OPEN!兵庫新時代プロジェクト	藤 原 武 光	令和2年12月2日
河本圭司を支持する会	津 田 龍 一	令和2年11月15日
地域政党かこがわ	福 岡 照 文	令和2年12月15日
呑野和也後援会	呑 野 和 也	平成26年12月31日
ひろかが一志後援会	廣 利 一 志	令和2年12月9日
福岡照文後援会	福 岡 照 文	令和2年12月15日
ますだゆきみ後援会	増 田 幸 美	令和元年12月31日
MELON赤穂社会活動委員会	山 口 美 代 治	令和2年11月30日
山口ひとし後援会	山 口 均	令和2年12月25日
わんこにゃんこの殺処分ゼロを目指す会	呑 野 和 也	平成26年12月31日



兵庫県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

令和3年3月19日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石 堂 則 本

資金管理団体の指定の取消し等の届出
法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
福 岡 照 文	福岡照文後援会	令和2年12月15日
増 田 幸 美	ますだゆきみ後援会	令和元年12月31日



兵庫県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に

関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和3年3月19日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	91,818
選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	673,857



兵庫県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和3年3月19日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

(選挙区名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	58,087
神戸市灘区	36,167
神戸市中央区	36,847
神戸市兵庫区	30,173
神戸市北区	60,205
神戸市長田区	26,400
神戸市須磨区	44,957
神戸市垂水区	60,703
神戸市西区	66,797
姫路市	139,827
尼崎市	129,343
明石市	83,860
西宮市	132,743
洲本市	12,287
芦屋市	26,648
伊丹市	55,918
相生市	8,129
豊岡市	22,426
加古川市	73,383
たつの市及び揖保郡	30,411
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	22,268
西脇市及び多可郡	16,953
宝塚市	64,663
三木市	21,499
高砂市	24,979
川西市及び川辺郡	52,498
小野市	13,140
三田市	30,897

加西市	12,187
丹波篠山市	11,469
養父市及び朝来市	14,919
丹波市	17,701
南あわじ市	13,116
淡路市	12,337
宍粟市	10,451
加東市	10,767
加古郡	18,025
神崎郡	11,713
美方郡	8,910

教育委員会規則

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

兵庫県教育委員会
教育長 西上三鶴

兵庫県教育委員会規則第2号

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

兵庫県立 兵庫工業高等学校	全日制	機械工学科
		電気工学科
		電子工学科
		建築科
		都市環境工学科
		総合理化学科
		デザイン科
		情報技術科

」

を

「

兵庫県立 兵庫工業高等学校	全日制	機械工学科
		電気工学科
		建築科
		都市環境工学科

			総合理化学科
			デザイン科
			情報技術科

に、

「

兵庫県立 長田商業高等学校	定時制	夜	商業科
---------------	-----	---	-----

を

「

兵庫県立 長田商業高等学校	定時制	夜	商業科
			創造ビジネス科

に、

「

兵庫県立 西脇工業高等学校	全日制		機械科
			電気科
			工業化学科
			情報・繊維科
			ロボット工学科
			総合技術科

を

「

兵庫県立 西脇工業高等学校	全日制		機械科
			電気科
			ロボット工学科
			総合技術科

に、

「

兵庫県立 小野高等学校	全日制		普通科
			商業科
			国際経済科
			ビジネス探究科
			科学探究科

を

「

兵庫県立 小野高等学校	全日制		普通科
			ビジネス探究科
			科学探究科

」

に、

「

兵庫県立 上郡高等学校	全日制		普通科
			農業科
			農業生産科
			園芸科
			地域環境科
			農業土木科

」

を

「

兵庫県立 上郡高等学校	全日制		普通科
			農業生産科
			地域環境科

」

に、

「

兵庫県立 洲本実業高等学校	全日制		普通科
			電気科
			商業科
			地域商業科
			国際ビジネス科

」

を

「

兵庫県立 洲本実業高等学校	全日制		普通科
			電気科
			地域商業科

」

に改め、同表備考2の表中

「

兵庫県立 篠山鳳鳴高等学校
兵庫県立 小野高等学校

」

を

「

兵庫県立 篠山鳳鳴高等学校

」

に改める。

(兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部中

「

同 上郡	農業 園芸 農業土木 農業生産 地域環境
------	----------------------

」

を

「

同 上郡	農業生産 地域環境
------	-----------

」

に改め、同表3の部中

「

兵庫県立 兵庫工業	機械工学 電気工学 電子工学 建築 都市環境工学 総合理化学 デザイン 情報技術
-----------	--

」

を

「

兵庫県立 兵庫工業	機械工学 電気工学 建築 都市環境工学 総合理化学 デザイン 情報技術
-----------	-------------------------------------

」

に、

「

同 西脇工業	機械 電気 工業化学 情報・繊維 総合技術 ロボット工学
--------	------------------------------

」

を

「

同 西脇工業	機械 電気 総合技術 ロボット工学
--------	-------------------

」

に改め、同表4の部中

「

同 小野	商業 国際経済 ビジネス探究
------	----------------

」

を

「

同 小野	ビジネス探究
------	--------

」

に、

「

同 洲本実業	商業 国際ビジネス 地域商業
--------	----------------

」

を
「

同	洲本実業	地域商業
---	------	------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

兵庫県教育委員会

教育長 西 上 三 鶴

兵庫県教育委員会規則第3号

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

職業科
就業技術科

」

を

「

総合ビジネス科
就業技術科

」

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第1号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財として次のものを指定する。

令和3年3月19日

兵庫県教育委員会

教育長 西 上 三 鶴

種 別	文化財の名称	数 量	所 在 地	所 有 者 (管 理 者)
	五社稲荷神社本殿 附 棟札4枚 宝暦六 丙子歳三月二十六 日の記のあるもの			

重要有形文化財	建造物	宝暦六丙子歳三月廿六日の記のあるもの 慶応二年丙寅年夏四月上旬の記のあるもの 大正五年十月吉日の記のあるもの	1棟	丹波市柏原町柏原字谷田3565番地の1	宗教法人八幡神社
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1軀	加西市北条町小谷479番地	北条町小谷区
	考古資料	望塚銅鐸	1口	加古郡播磨町大中1丁目1番1号	兵庫県(兵庫県立考古博物館)



兵庫県教育委員会告示第2号

兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)第27条第1項の規定により、兵庫県指定重要無形民俗文化財として次のものを指定する。

令和3年3月19日

兵庫県教育委員会
教育長 西上三鶴

種別	文化財の名称	数量	所在地	所有者
重要無形民俗文化財	福崎町鍛冶屋のかくしほちよじ	—	神崎郡福崎町八千種(鍛冶屋地区)	鍛冶屋区



兵庫県教育委員会告示第3号

兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)第31条第1項の規定により、兵庫県指定史跡名勝天然記念物として次のものを指定する。

令和3年3月19日

兵庫県教育委員会
教育長 西上三鶴

種別	文化財の名称	数量	所在地	所有者

史跡名勝天然記念物	天然記念物	笠形神社の大スギ	1本	神崎郡市川町上牛尾2038番地の1	宗教法人笠形神社



兵庫県教育委員会告示第4号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第32条第1項の規定により、次の兵庫県指定史跡名勝天然記念物の指定を解除する。

令和3年3月19日

兵庫県教育委員会
教育長 西上三鶴

種別	文化財の名称	数量	指定年月日	所在地	所有者	解除理由	
史跡名勝天然記念物	天然記念物	長楽寺のチリツバキ	1本	昭和53年3月17日	豊岡市日高町上石664番地	宗教法人長楽寺	滅失のため
	天然記念物	浜西のヒメコマツ（五葉松）	1本	昭和56年3月24日	明石市魚住町清水427番地の2	石生秀和	滅失のため

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第84号

兵庫県南但馬警察署の庁舎の名称を次のように定めたので、公示する。

令和3年3月19日

兵庫県公安委員会
委員長 奥谷勝彦

兵庫県南但馬警察署の庁舎の名称は、「兵庫県南但馬警察署朝来本庁舎」とする。

附 則

この告示は、令和3年3月22日から施行する。



兵庫県公安委員会告示第85号

警察署に置く警察署分庁舎の名称及び位置を次のように定めたので、公示する。

令和3年3月19日

兵庫県公安委員会

委員長 奥谷 勝彦

次の表の左欄に掲げる警察署に、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の警察署分庁舎を置き、その位置は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

警察署	名称	位置
兵庫県たつの警察署	兵庫県警察佐用警察センター	佐用郡佐用町
兵庫県南但馬警察署	兵庫県警察養父警察センター	養父市
兵庫県豊岡警察署	兵庫県警察城崎警察センター	豊岡市

附 則

この告示は、令和3年3月22日から施行する。

警 察 本 部 告 示

兵庫県警察本部告示第95号

情報公開条例施行規程及び兵庫県警察公文書管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月19日

兵庫県警察本部長 吉岡 健一郎

情報公開条例施行規程及び兵庫県警察公文書管理規程の一部を改正する告示

(情報公開条例施行規程の一部改正)

第1条 情報公開条例施行規程（平成13年兵庫県警察本部告示第1119号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第4号及び様式第9号中「情報センター」を「兵庫県警察本部総務部県民広報課」に改める。

(兵庫県警察公文書管理規程の一部改正)

第2条 兵庫県警察公文書管理規程（令和3年兵庫県警察本部告示第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を削る。

第6条第2項第2号中「地域部機動パトロール隊」を「地域部第一機動パトロール隊、地域部第二機動パトロール隊」に改める。

第7条第2項中「警部派出所等」を「警備派出所」に改める。

附 則

この告示は、令和3年3月22日から施行する。

正 誤

○平成21年1月16日付け（兵庫県公報第2047号）
兵庫県告示第52号（土砂災害警戒区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
11	上から34	相生市桜ヶ丘町	相生市相生



○令和2年12月25日付け（兵庫県公報号外）
兵庫県告示第1350号（土砂災害特別警戒区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
6	下から8	相生市桜ヶ丘町	相生市相生